

戸籍への氏名の振り仮名記載について

1 概 要

令和5年6月2日、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）が成立し、同月9日に公布。

従前、氏名の振り仮名は戸籍上公証されていなかったが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されるもの。

改正法施行日 令和7年5月26日

2 本籍地の市区町村による通知と届出

施行日時点で本籍を青森市に置いている方に向け、戸籍に記載される予定の振り仮名を通知

- (1) 対 象 者 施行日時点の本籍人（参考：令和7年3月31日現在285, 556人）
 - (2) 発 送 時 期 令和7年8月（予定）
 - (3) 発 送 方 法 圧着ハガキ（同戸籍・同住所の方は4人まで1通）
 - (4) 手 続 き
 - ① 通知された氏名の振り仮名が正しい場合は、**手続きは不要**
 - ② 氏名の振り仮名が現在使用されている振り仮名と異なっている場合は、正しい氏名の振り仮名を届出
 - ③ 届出方法
 - ・マイナポータルからのオンラインでの届出
 - ・本籍地市区町村やお住いの市区町村への届書郵送や窓口への届出
- ※ 受理された氏名の振り仮名について、順次、戸籍・住民票に記載
※ なお、氏名の振り仮名の届出に係る手数料や罰則はなし

3 出生届出時等の振り仮名の審査

施行日以降に提出される出生届等に記載される振り仮名は「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」（戸籍法第13条第2項）とされたため、漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方や漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方などは認められない場合がある。

4 スケジュール

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 令和7年5月26日 | 出生届出時の振り仮名の審査開始、氏名の振り仮名届の受付開始 |
| 令和7年8月（予定） | 青森市本籍の方へ青森市からの通知書発送 |
| 令和8年5月25日 | 氏名の振り仮名届の受付終了 |
| 令和8年5月26日 | 氏名の振り仮名届をしなかった方の戸籍・住民票へ通知済の振り仮名を記載開始 |